

日進市地域包括支援センターにおける包括的支援事業実施方針（案）

平成26年 1月16日策定
令和 3年 4月 8日改正
令和 5年 4月10日改正
令和 6年 4月 1日改正
令和 7年 4月 日改正

1 目的

この方針は、介護保険法第115条の47の規定に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的な考え方、業務推進の指針等を明確にするとともに、センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的とする。

2 日進市における地域包括ケアシステムの構築に向けた方針

日進市は、「共に支え合い、健やかに暮らし、誰もが尊重されるまち」を基本理念として、①在宅医療と介護のさらなる連携推進等「専門職の連携による支援の体制づくり」、②多様な主体による介護予防・日常生活支援総合事業の推進、身近な地域における見守り等の生活支援体制の拡充等「地域の支え合いによる支援の体制づくり」、③専門職による支援と支え合いによる支援の両面による「認知症支援の体制づくり」を柱として、地域包括ケアシステムの構築を図る。

3 地域包括支援センターの目的等

- (1) センターは、高齢者が住みなれた地域で安心して尊厳ある生活を継続することができるよう、心身の健康保持及び生活の安全のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援し、地域包括ケアシステムの構築に向けて中心的な役割を果たすことを目的とする。
- (2) 包括的支援事業等の実施に当たっては、「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日付老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に基づき行うものとする。
- (3) 日進市は地域包括支援センターの設置主体として、その目的を達成するための体制整備に努め、センターの運営について適切に関与する。
- (4) 日進市地域包括支援センター運営部会（以下「運営部会」という。）は、地域包括支援センターの運営に関する事項について評価等を行うことにより、センターの適切、公平かつ中立な運営を確保する。

4 運営上の基本的な考え方

(1) 公益性の視点

ア センターは、地域の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

イ センターの運営費用は、日進市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行う。

(2) 地域性の視点

ア センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関として、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。

イ センターは、担当圏域ごとに地域ケア会議を開催し、地域の住民や関係団体等の意見を幅広く吸い上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

(3) 協働の視点

ア センターの保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種は、地域の課題に対する共通認識を持ち、理念・方針を理解したうえで目的や情報を共有し、連携・協働して、チームとして業務を行う。

イ 尾張東部権利擁護支援センターや障害者相談支援センターの他、地域の保健・医療・福祉・介護の専門職やボランティア、民生児童委員等の関係者と連携を取りながら効果的な高齢者支援を行う。

5 業務推進の指針

(1) 事業計画の策定

センターは、別に定める重点課題に則して担当圏域の実情に応じた重点課題・重点目標を設定し、特色のある創意工夫した事業運営に努める。

(2) 設置場所

センターは、運営上の基本的な考え方に立って、担当圏域内に事務所を設置する。

(3) 職員の確保及び資質の向上等

ア センターは、多様なニーズに対応できる経験のある職員の確保及び育成を行う。

イ センター職員は、常に自己研鑽に努めるとともに、地域住民の支援にあたっては、住民の最善の利益を図り、地域の関係機関等との情報共有、業務協力、交流等を通じた連携に努める。

ウ センター職員は、別に定める日進市地域包括支援センター職員研修計画に基づいて研修を受講する。

(4) 地域との連携

センターは、地域ケア会議等の場を通じて、地域住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の業務に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向け取り組む。

(5) 日進市との連携

センターは、日進市と日常的に連携を図るとともに、日進市が主催する地域包括支援センター連絡会等に参加し地域課題の解決に取り組む。

(6) 個人情報に関する取扱方針等

- ア センターは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、
「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成
28年11月個人情報保護委員会。以下「ガイドライン」という。）及び
「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」
（平成29年4月14日個人情報保護委員会・厚生労働省）に基づき、
個人情報を適切に管理するものとする。特に高齢者等の多種にわたる個人情
報を扱うことになるため、その情報管理には万全を期する。
- イ センターが保有する高齢者等の個人情報が業務外の目的で使用されること
や不特定多数の者に漏れることのないよう、情報管理を徹底するとともに、
守秘義務を遵守する。
- ウ 個人情報の漏えい等又はその恐れのある事案が発覚した場合は、ガイドラ
インに基づき必要な措置を講じるものとする。

(7) 広報活動

センターは、センターの業務等を紹介するパンフレットやチラシ等を作成し、
地域住民や関係機関等へ積極的に広報する。

(8) 公正・中立性の確保

センターは、介護保険サービス事業者、居宅介護支援事業所等の紹介を公
正・中立に行う。また、公正・中立性の確保を図るため、運営部会への報告・
説明等に協力する。

6 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

総合相談支援業務は、センター事業実施のための基盤的役割を果たすもの
として、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福
祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。

ア 総合相談業務

- ・高齢者が住み慣れた地域において安心して生活できるよう支援する中核的
拠点として専門的・継続的に相談できる体制をつくる。
- ・相談等を通じて、センターが解決に資する支援を行うことが困難な地域生
活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐ
よう努める。

イ 地域包括支援ネットワークの構築

- ・高齢者本人やその家族、介護保険サービス事業者、行政機関、関係団体、
民生委員、地域住民等の人的資源からなる地域包括支援ネットワークを
構築、活用し、地域包括ケアを深化させる。
- ・地域包括支援ネットワークの構築にあたっては、担当圏域の人口や高齢化
率、要介護認定率等のデータ、地域ケア会議や協議体、地域の社会資源
や既存のネットワークを活用する。

ウ 実態把握

- ・高齢者の心身状態や家庭環境、担当圏域の状況等についての実態を把握し、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見できるよう取り組む。
- ・実態把握は、相談事例や基本チェックリストの分析、地域活動への参加、高齢者本人やその家族、近隣住民や支援者などを通じて行う。

(2) 権利擁護業務

権利擁護業務は、困難な状況等にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行う。

ア 成年後見制度の活用促進

- ・認知症等により判断能力の低下が見られる高齢者への適切な介護サービス利用や金銭管理、買い物その他の日常生活、法律行為などの支援のため、成年後見制度の活用を図るとともに、制度の普及啓発に努める。
- ・成年後見制度活用のために、制度の普及啓発、利用に関する判断、利用申し立ての支援、地域の医療機関との連携、尾張東部権利擁護支援センター等の団体との連携を行う。

イ 老人福祉施設等への措置の支援

高齢者本人の生命や身体、財産を保護するため、老人福祉法上の措置が必要な場合は、日進市と連携を図って支援を行う。

ウ 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」や「日進市高齢者虐待への対応手順」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、日進市と連携を図り、適切な対応を行う。

エ 困難事例への対応

困難事例に対しては、「日進市困難ケースへの対応手順」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、センターの各専門職が連携して対応策を検討するとともに、市や関係機関との連携を行う。

オ 消費者被害防止

- ・「日進市消費者被害への対応手順」に基づき、地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、被害の未然防止や再発防止を支援するとともに、被害対応のため日進市や日進・東郷消費生活センターと連携して支援する。
- ・消費者被害の拡大防止や消費者被害を予防するための地域づくりを行う。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う。

ア 包括的・継続的なケアマネジメントの環境整備

- ・多種多様な関係機関に関する情報提供、関係機関への周知、意見交換等の

場の設定、情報共有のためのルールづくり等により、地域における関係機関と介護支援専門員との連携体制の構築を支援する。

- ・居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員や介護支援専門員同士のネットワーク構築を支援するとともに、研修や事例検討会、地域ケア会議等を通じて包括的・継続的ケアマネジメントを実践する能力向上を支援する。

イ 介護支援専門員による個別ケアマネジメントに対する支援

① 日常的個別指導・相談

介護支援専門員の日常的な業務の実施に関し、センターとしての役割や立ち位置を常に認識しながら状況に応じたサポートを行う。

② 支援困難事例等への指導・助言

介護支援専門員が抱える支援困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行う。また、介護支援専門員が自らの解決能力を高め、困難事例の解決の糸口を見出し、必要な連携・協力ができるよう支援を行う。

ウ 介護予防サービス計画の検証

介護予防支援の指定を受けた指定居宅介護支援事業所に対して、適切・有効な介護予防支援の実施のため、必要な情報の提供を求め、介護予防サービス計画の検証を適宜行う。

(4) 地域ケア会議の実施

専門職や多様な地域の関係者が参加し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、高齢者の個別課題の解決、課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築、個別課題の分析による地域課題の把握を目的とした地域ケア会議を開催する。また、抽出された地域課題は地域包括ケア検討会議において報告し、地域づくり、資源開発、政策形成に結び付ける。

(5) 第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち、介護予防・生活支援サービス事業等を利用する事業対象者に対して、介護予防や日常生活の自立支援に向けたケアマネジメントを行う。なお、当該事業は後述の9（1）「第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）」と一体的に行うものとする。具体的なケアマネジメントの実施方法は、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知）を参考に行う。また、当該業務の一部については、指定居宅介護支援事業所に委託できるものとする。

7 指定介護予防支援事業

介護保険における予防給付サービスを利用する要支援者に対して、日常生活の自立支援に向けたケアマネジメントを行う。なお、当該事業の実施にあたっては日進市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係

る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成26年日進市規則第3号）を遵守する。また、当該業務の一部については、指定居宅介護支援事業所に委託できるものとする。介護予防支援の指定を受けた指定居宅介護支援事業所からの求めに応じて、介護予防支援の適切・有効な実施のための助言を行う。（改正法第115条の30の2第2項）

8 包括的支援事業（社会保障充実分）等との連携

重層的支援体制整備事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業について、日進市（当該事業の受託者を含む。）と連携、協力するものとする。

（1）重層的支援体制整備事業

地域包括支援センターは、日進市が行う重層的支援体制整備事業のうち、相談支援の一環として実施するものであることを意識し、属性、世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、障害、子ども、学校教育、生活困窮等の分野における関係機関等と連携する。複雑化・複合化した事例については、多機関協働により関係機関間の役割分担を図り、各支援機関との円滑な連携のもとで支援を行う。

（2）在宅医療・介護連携推進事業

日進市在宅医療・介護連携支援センター（やまびこ日進）と連携・協力し、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。

連携・協力する具体的な事業としては、地域の医療・介護の資源の把握、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進、医療・介護関係者の情報共有の支援、在宅医療・介護連携に関する相談支援、医療・介護関係者の研修、地域住民への普及啓発、在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携とする。

（3）生活支援体制整備事業

第1層及び第2層生活支援コーディネーターと連携・協力し、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていく。

連携・協力する具体的な取り組みとしては、資源開発（地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、高齢者等が担い手として活動する場の確保等）、ネットワーク構築（関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくり等）、ニーズと取組のマッチング（地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等）、協議体への参加等とする。

（4）認知症総合支援事業

ア 認知症初期集中支援推進事業

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」と連携・協力し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

イ 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症地域支援推進員と連携・協力し、医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取組を推進する。

連携・協力する具体的な取り組みとしては、認知症の人を支援する関係者の連携を図るための取組、認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組、認知症の人やその家族に対する支援（認知症カフェの開催や介護教室の開催）等とする。なお、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されたことに伴い、事業実施にあたっては法に定める目的や基本理念を踏まえることとする。

9 その他事業

(1) 第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）

総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業等を利用する要支援者に対して、介護予防や日常生活の自立支援に向けたケアマネジメントを行う。なお、当該事業は先述の6(5)「第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）と一体的に行うものとする。具体的なケアマネジメントの実施方法は、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」を参考に行う。また、当該業務の一部については、指定居宅介護支援事業所に委託できるものとする。

(2) 一般介護予防事業との連携

介護予防に向けた取組が主体的に実施されるような地域社会の構築を目指して、介護予防に関する普及・啓発や地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行う。

(3) 任意事業との連携

日進市と連携・協力して、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対して必要な支援を行う。

連携・協力する具体的な事業としては、介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業、その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業（成年後見制度利用支援、福祉用具・住宅改修支援、認知症サポーター等養成、地域自立生活支援事業）等とする。

令和7年3月17日（月）

令和6年度第2回日進市地域包括支援センター運営部会 資料1